

指定認知症対応型共同生活介護  
及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護

運営規定

株式会社エムリンク  
グループホーム夢ふうせんめぐみ



## グループホーム夢ふうせんめぐみ 指定認知症対応型共同生活介護 及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護 運営規定

### (事業の目的)

第1条 この規定は、株式会社エムリンクが設置するグループホーム夢ふうせんめぐみ（以下「事業所」という。）において実施する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な事業の提供を確保することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 指定認知症対応型共同生活介護の提供にあつては、要介護状態であつて認知症である利用者が、可能な限り共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう支援するものとする。

指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供にあつては、要支援状態であつて認知症である利用者が、可能な限り共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もつて利用者の生活機能の維持または向上を目指すものとする。

- 2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業所は、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることが出来るよう利用者の心身状況を踏まえて、妥当適切にサービスを提供する。
- 4 事業の実施にあつては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、地域住民等との連携に努めるものとする。
- 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対して研修を実施するなどの措置を講じるものとする。
- 6 事業所は、事業を提供するにあつては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うように努めるものとする。
- 7 事業所は、利用者、利用者の家族、市町村の職員又は地域包括支援センターの職員、地域住民の代表者等により構成される運営推進会議（協議会）を設置し、概ね2ヶ月に1回以上、活動状況を報告し評価を受けると共に、要望や助言等を聞く機会を設ける。
- 8 事業所の運営にあつては、自己評価及び外部評価を実施すると共に、報告、要望、助言等の記録を作成し、それを公表する。
- 9 事業の提供の終了に際しては、必要に応じ利用者又はその家族及び居宅介護支援事業者へ情報の提供を行う。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 グループホーム夢ふうせんめぐみ
- (2) 所在地 網走市駒場南2丁目7番28号

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、職員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名  
管理者は、事業所の従業者及び業務に関する管理を一元的に行う。
- 2 計画作成担当者 2名(内1名は介護支援専門員)  
計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう、それぞれの利用者の状況に応じた介護計画を作成するとともに、連携する病院、施設等との連絡・調整を行う。
- 3 介護従事者 15名以上(常勤8名以上、非常勤で6名以上)  
介護従事者は、利用者に対する必要な介護及び世話、支援を行う。

(利用定員)

第5条 事業所の利用定員は、18名とする

- |    |       |    |
|----|-------|----|
| 内訳 | 1ユニット | 9名 |
|    | 2ユニット | 9名 |

(指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容)

第6条 事業所で行う事業の内容は次のとおりとする。

- 1 利用者の心身の状況に応じた、入浴・排泄・食事・着替え等の介助
- 2 日常生活の中での機能訓練(調理その他の家事等を利用者と共同で行う)
- 3 日常生活上の世話(趣味・嗜好に応じた活動の支援や日常生活上必要な行政手続の代行、社会生活を営む地域社会の一員として活動するための支援、知人や家族との交流の機会の確保)
- 4 相談、援助

(介護計画の作成)

第7条 計画作成担当者は、指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの提供開始時に、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、個別に介護計画を作成し利用者に交付するものとする。

- 2 介護計画の作成、変更の際は、利用者及び家族に対し、当該計画の内容を説明し同意を得るものとする。
- 3 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常にその実施状況についての把握、評価を行い、必要に応じて介護計画の変更を行うものとする。

(利用料等)

第8条 事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代

理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- 2 前項の費用の支払いを受けるほか、次に掲げる費用についてその実費の支払を利用者から受けるものとし、当該サービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について文書で説明を行い、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。
  - (1) 家賃（月の途中における入退居については日割り計算とする）
  - (2) 食材費
  - (3) 水道光熱費（月の途中における入退居時については日割り計算とする）
  - (4) その他、日常生活において通常必要となるものに係る費用で利用者が負担する事が適当と認められるものの実費について徴収する。
- 3 利用料やその他の費用を変更する場合には、あらかじめ利用者又はその家族に対し、事前に文章により説明した上で、同意を得るものとする。
- 4 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、指定期日に口座引き落としによって行われる。

（入居に当たっての留意事項）

第9条 利用者は事業の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 要介護（要支援2）者であって認知症の状態にあり、少人数による共同生活を営むことに支障がないこと
- (2) 自傷他害の恐れがないこと
- (3) 常時医療機関において、治療をする必要がないこと
- 2 入居後、利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退居してもらう場合がある。
- 3 退居に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で退居後の生活環境や介護の連続性に配慮し、適切な援助を行うとともに、居宅介護支援事業所や保健医療、福祉サービス提供者との連携に努める。
- 4 利用者が医療機関に入院する必要が生じたとき、2ヶ月以内の退院が明らかに見込まれる場合には、利用者及び家族の希望等を勘案し必要に応じて適切な便宜を供与する。
- 5 利用者が医療機関に入院する必要が生じたとき、2ヶ月以内の退院が明らかに見込まれない場合には、利用者及び家族と協議し退所の手続きをとる。
- 6 利用者は、外出又は外泊しようとするときは、外出届又は外泊届に所要事項を記入し、届け出るものとする。

（感染症予防及びまん延防止と衛生管理）

第10条 利用者の使用する施設、食器、その他の設備等について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、すべての従業者等に対し、健康診断等を定期的の実施するとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、事業所において感染症が発生又はまん延しないように、

次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従事者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（緊急時における対応方法）

第11条 利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医又は協力医療機関にて適切な措置を講ずる。

- 2 利用者に健康上の急変があった場合は、訪問看護ステーション、関係機関もしくは適切に医療機関と連絡を取り救急医療等の適切な措置を講ずる。
- 3 協力医療機関を定めておく。
- 4 サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護保険施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整える。

（非常災害対策）

第12条 事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震などの災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

- 2 訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるように連携に努めるものとする。

（苦情処理）

第13条 事業所は、事業の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備など必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、提供した事業に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文章その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した事業に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（個人情報保護）

第14条 事業所は利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いの為のガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第15条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2. 事業所は、サービス提供中に、該当事業所従事者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護するもの)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

第16条 利用者または他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わない。緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないものとする。

2 事業所は身体的拘束の適正化を図る為に、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置などを活用して行う事が出来るものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する
- (3) 介護職員その他の従事者に対し、身体的拘束の適正化のための研修を定期的実施する。

(地域との連携)

第17条 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

2 事業所は、事業の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、事業について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し提供している本事業所のサービス内容及び活動状況等を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

3 事業所は、前項の報告、評価、要望、助言などについての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第18条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(ハラスメントの防止)

第19条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第20条 全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 継続研修 年8回

2 従業者は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。

3 事業者は、従業者が在職中のみならず退職後においても、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じるものとする。

4 事業所は、事業に関する記録を整備するとともに、網走市の条例に定める期間、該当記録を保存するものとする。

5 適切な事業を提供するために、網走市が行う調査に協力するとともに、網走市からの指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社エムリンクと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は令和 2年10月 1日から施行する。

この規定は令和 5月 1月 1日から施行する。

この規定は令和 5月 4月 1日から施行する。

この規定は令和 6年 4月 1日から施行する。